

## 日本データベース学会倫理綱領

平成 29 年 9 月 14 日制定

日本データベース学会は、本学会が対象とする研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則と理念として、「日本データベース学会倫理綱領」を定める。

本綱領は、日本データベース学会会員（以下、会員）が心がけるべき倫理綱領であり、会員は、本学会が対象とする研究・教育の進展のため、そして社会の信頼に応えるためにも、本綱領を十分に認識し、遵守しなければならない。

本学会会員は研究者としての社会的責任と倫理、個人情報保護ならびに人権の尊重、被りうる不利益への十二分な配慮などの基本的原則に従い研究活動を行うもので、研究の目的や手法、その必要性、起こりうる社会への影響について自覚しなくてはならない。

本綱領は、日本データベース学会会員に対し、研究・教育における倫理的な問題への自覚を強く促すものである。

- 第 1 条 [公正と信頼の確保] 本学会が対象とする研究・教育及び実践を行うに際して、また学会運営にあたって、公正を維持し、社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。
- 第 2 条 [目的と研究手法の倫理的妥当性] 会員は、自身の研究及び実践の社会的影響を配慮して、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮しなければならない。
- 第 3 条 [個人情報の保護と人権の尊重] 会員は、研究・教育及び実践をするにあたって、個人情報を保護し、人権を尊重しなければならない。会員は、研究成果の公表においても、調査対象者の個人情報を保護しなければならない。また、会員は、会員相互の個人情報の保護と人権の尊重を実現しなければならない。
- 第 4 条 [差別の禁止] 会員は、学術への信条、思想信条・性別・性的指向・性自認・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。
- 第 5 条 [ハラスメントの禁止] 会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。
- 第 6 条 [反社会的勢力との関係の遮断] 会員は、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関わりを遮断しなくてはならない。
- 第 7 条 [研究資金の適正な取扱い] 会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。
- 第 8 条 [著作権侵害の禁止] 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。剽窃・盗用や二重投稿をしてはならない。
- 第 9 条 [研究成果の公表] 会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、社会的還元に留意しなければならない。
- 第 10 条 [相互批判・相互検証の場の確保] 会員は、開かれた態度を保持し、相互批判・相互検証の場の確保に努めなければならない。
- 第 11 条 [インターネットメディア、ソーシャルメディア等の使い方] 会員は、インターネットメディア、ソーシャルネットワーク、ソーシャルメディア使用に当たって、それらの特性の理解に務め、

いかなる場合においても人権を常に尊重し、プライバシー、肖像権、知的財産権、著作権などの諸権利に留意して、それらを侵害してはならない。

#### 付則

1. 日本データベース学会は、本学会が対象とする研究及び実践における倫理的な問題に関する質問・相談などに応じるため、必要に応じて「日本データベース学会倫理委員会」を設置する。
2. 倫理的な問題に関する質問・相談を受ける 倫理 関連受付窓口を学会内に恒常的に設置する。
3. 本規定は 2017 年 9 月 14 日より施行する。
4. 本規定の変更は、日本データベース学会理事会の議を経ることを要する。